

7月9日から 外国人の登録制度が変わります

外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から新しい登録制度がスタートします。

外国人も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、住民票が作成され、住民票の写しが発行できます。

平成24年5月7日を基準日として仮の住民票を作成し、対象の人に送付しました。

仮の住民票が届いたら、必ず内容を確認してください。世帯主・住所・氏名・続柄などが事実と異なる場合には、7月6日(金)までに市民課へ連絡してください。

住民票を作成する外国人の対象者

観光などの短期滞在者などを除く、適法に3カ月を超えて在留する外国人で、住所を有する人に住民票を作成します。対象の区分は

次の通りです。

○中長期在留者

○特別永住者

○一時庇護許可者または仮滞在許可者

可者

○出生による経過滞在外者または国籍喪失による経過滞在外者

籍喪失による経過滞在外者

住民票は、外国人登録の内容を基に作成されます。在留資格、在留期間、住所など記載事項の変更を届け出ていないと住民票が作成されない場合がありますので、正確な外国人登録をお願いします。

在留カード・特別永住者証明書が交付されます

これまでの「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」(中長期在留者)、「特別永住者証明書」(特別永住者)が交付されます。

現在、中長期在留者・特別永住者が持っている「外国人登録証明書」は、新しい制度の導入後も、一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

者が持っている「外国人登録証明書」は、新しい制度の導入後も、一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートル)1枚・在留カード(切り替えていない人は現在持っている外国人登録証明書)・所定の資料を用意してください。

国民健康保険への加入

国民健康保険法施行規則が改正され、次の外国人は7月9日から、住所地の国民健康保険に加入することが義務付けられました。当てはまる人は、保険年金課(市役所1階)で手続きをしてください。

対象＝住民票が作成され、勤務先などの健康保険に加入していない外国人

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



第2・4金曜日に開設しています

外国人のための相談窓口

市内で生活する外国人を対象に、市では相談窓口を開設しています。皆さんの近くに、言葉や生活のことなど身近な問題で困っている人がいたら、ぜひ教えてあげてください。行政に関する相談なども行っています。対応できる外国語は英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の4カ国語です。

外国人相談窓口

- 日時＝第2・第4金曜日 午後1時～4時
- 場所＝市役所2階 201会議室
- 相談内容＝日常生活における諸問題
- 取り扱い言語＝英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語
- 費用＝無料

※受け付けは市民協働課(☎20-1507)で行います。

英語

SERVICE FOR FOREIGNERS

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00 P.M.～4:00 P.M.
- ◆Place Narita City Hall 2F Meeting Room
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter while living in NARITA
- ◆Languages available English, Chinese, Portuguese, and Spanish
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

中国語

外国人咨询窗口

- ◆咨询日 毎月第二和第四之星期五
- ◆咨询时间 下午1時～4時
- ◆咨询地点 市役所 2楼 会議室
- ◆咨询内容 日常生活的各种問題
- ◆咨询語言 英語 / 中国語 / 葡萄牙語 / 西班牙語
- ◆咨询費 免費
- ◆查詢電話 “市民協働課” ☎0476-20-1507

ポルトガル語

SERVIÇO DE ACESSORIA AOS ESTRANGEIROS

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 6ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs～16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar "Soudan Coona"
- ◆Objetivo Serviço de informação aos Estrangeiros para orientar e ajudar a resolver eventuais problemas do cotidiano
- ◆Atendimento em português, espanhol, inglês, chinês
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

スペイン語

CONSULTA PARA LOS EXTRANJEROS

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00～16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad) "Sodan Coona"
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria
- ◆Atienden en inglés, chino, portugués, español
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

